

令和4年 第2回

いなべ市議会 臨時会 議案

令和4年第2回臨時会提出議案

議案番号	件名	議決要領
承認 第5号	専決処分の承認を求めることについて (令和4年度いなべ市一般会計補正予算(第7号))	
議案 第43号	工事請負契約の締結について (いなべ市水素ステーション建設工事)	
	以下余白	

承認第5号

専決処分の承認を求めることについて

(令和4年度いなべ市一般会計補正予算(第7号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和4年10月31日提出

いなべ市長 日 沖 靖

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和4年10月7日

いなべ市長 日 沖 靖

議案第43号

工事請負契約の締結について (いなべ市水素ステーション建設工事)

次のとおり、いなべ市水素ステーション建設工事の請負契約を締結しようとする。

令和4年10月31日提出

いなべ市長 日 沖 靖

- 1 契約の目的
いなべ市水素ステーション建設工事
- 2 工事の場所
いなべ市北勢町阿下喜74番地2
- 3 契約の方法
条件付一般競争入札
- 4 契約金額
258,588,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額23,508,000円)
- 5 契約の相手方
三重県四日市市諏訪栄町1番1号
昱耕機株式会社 三重営業所
所長 泉谷 大輔

提案理由

災害に強い分散型エネルギーシステムを構築し、脱炭素社会を推進するため水素ステーションを建設しようとするもので、予定価格1億5,000万円以上の工事の請負契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びこれに基づくいなべ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年いなべ市条例第45号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。